（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）

第一条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第十四条第三項に規定する内容を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金融機関は、当該申請人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申請人に対し、法第十四条第三項に規定する内容の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申請人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条　建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（法第二十条第四項の規定による承諾に関する手続等）

第七条　法第二十条第四項の規定による承諾は、建築士が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建築主に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による報告に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建築主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　建築士は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建築主から書面等により電磁的方法による報告を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による報告をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建築主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条の三の三第四項の規定による承諾等に関する手続等）

第八条　法第二十二条の三の三第四項の規定による承諾については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

2　法第二十四条の七第三項の規定による承諾については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「管理建築士等」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

3　法第二十四条の八第二項の規定による承諾については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令の一部改正）

第二条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十三条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第四条　法第十三条第三項の規定による承諾は、同項に規定する発注者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る保証事業会社に対し同項の規定による電磁的方法による請求に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該保証事業会社から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　前項の発注者は、同項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る保証事業会社から書面等により法第十三条第三項の規定による電磁的方法による請求を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による請求をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該保証事業会社から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第三条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「こえない」を「超えない」に、「写」を「写し」に、「署名し、印を押す」を「署名をする」に改め、同条第三項中「署名しよう」を「署名をしよう」に、「署名し、印を押す」を「署名をする」に改め、同条第四項中「署名し、印を押す」を「署名をする」に改める。

第八条第一項中「署名し、印を押した」を「署名をした」に改め、同条第二項中「署名し、印を押す」を「署名をする」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第四条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の八の次に次の一条を加える。

（法第二十条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第五条の九　法第二十条第三項の規定による承諾は、建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建設工事の注文者に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建設工事の注文者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。